

門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務に係る 簡易公募型プロポーザル参加表明書作成要領

1 参加表明書について

本参加表明書は、門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務に係る簡易公募型プロポーザルへの参加を表明するためのものである。

2 提出様式

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| (1) | 様式 1 | 参加表明書 |
| (2) | 様式 2 | 会社概要 |
| (3) | 様式 3-1 | 共同企業体代表者の庁舎の設計業務実績 |
| (4) | 様式 3-2 | 共同企業体代表者の図書館の設計業務実績 |
| (5) | 様式 3-3 | 共同企業体代表者の文化ホールの設計業務実績 |
| (6) | 様式 3-4 | 共同企業体代表者の建築関連の受賞実績 |
| (7) | 様式 4-1 | 代表者に所属する管理技術者の設計業務実績 |
| (8) | 様式 4-2 | 意匠主任技術者の設計業務実績及び現在従事している設計業務 |
| (9) | 様式 4-3 | 構造主任技術者の設計業務実績 |
| (10) | 様式 4-4 | 設備主任技術者の設計業務実績 |
| (11) | 様式 5 | 協力事務所の概要 |

3 添付書類

本作成要領に定める参加表明書及び様式 1～5 の書類に加え、以下の (1)～(9) を添えて提出すること。

- (1) 共同企業体代表者の庁舎の設計業務実績 (様式 3-1)、共同企業体代表者の図書館の設計業務実績 (様式 3-2) 及び共同企業体代表者の文化ホールの設計業務実績 (様式 3-3) を証する書類 (契約書等) の写し : 各 1 部
- (2) 共同企業体代表者の受賞実績 (様式 3-4) を証する書類 (賞状等) の写し : 各 1 部
- (3) 技術者の設計業務実績及び現在従事している設計業務 (様式 4-1, 様式 4-2, 様式 4-3, 様式 4-4) を証する書類 (※) の写し : 各 1 部
※ 契約書 (必須)、建築確認申請書、建築計画概要書、重要事項説明書、業務計画書、PUBDIS やテクリス、その他業務実績などを証明できる書類
- (4) 北九州市入札参加資格番号 (登録証の写し) : 1 部
- (5) 共同企業体代表者及び構成員の法人の登記簿謄本 (原本) : 1 部
- (6) 共同企業体代表者及び構成員の納税証明書 (写し) : 1 部
 - ・本市に営業所等を有する場合は、全ての北九州市税についての納税証明書
 - ・それ以外の場合は、法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書
- (7) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書 (写し) : 1 部
- (8) 管理技術者及び各主任技術者の一級建築士資格証又は建築設備士資格証 (写し) : 各

1部

(9) 共同企業体協定書（写し）：1部（別紙1）

※共同企業体を技術提案書提出期限までに組織する場合は、誓約書：1部（別紙2）

(10) 共同企業体の代表者に所属する一級建築士について、参加表明書の提出期間の末日時点において、雇用関係が3ヶ月以上経過していることが確認できる書類：各1部（10名必須）

4 参加表明書の内容

(1) 参加表明書は別添の様式により提出すること。

(2) 作成にあたって、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

(3) 資格要件の確認に必要な書類を添えて提出すること。

(4) 参加表明書の記入は次のとおりとする。

ア 電話番号、会社名及び代表者名は、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載された内容とすること。

(5) 会社概要（様式2）に記入する内容は次のとおりとする。

ア 共同企業体の代表者及び構成員について、それぞれ作成すること。

イ 企業全体の実績を記入すること。

ウ 営業の種類は商業登記法に基づき会社登記する際の「営業の種類」を記入すること。

(6) 共同企業体の代表者に係る庁舎の設計業務実績（様式3-1）、図書館の設計業務実績（様式3-2）及び文化ホールの設計業務実績（様式3-3）に記入する内容は次のとおりとする。

ア 平成16年度～平成30年度までの間に日本国内で、延べ面積9,000㎡以上の庁舎（設備を含む。）の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務（基本設計から実施設計までの業務をいう。以下同じ。）を受託した実績（共同企業体の構成員として行ったものを除く。以下同じ。）があること。ただし、増築については、増築面積が1棟当たり9,000㎡以上のものに限る。（様式3-1）

イ 平成16年度～平成30年度までの間に日本国内で、図書館（設備を含む。）の新築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績があること。（様式3-2）

ウ 平成16年度～平成30年度までの間に日本国内で、延べ面積2,000㎡以上又は500席以上の文化ホール（設備を含む。）の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績があること。ただし、増築については、増築面積が1棟当たり2,000㎡以上又は500席以上のものに限る。（様式3-3）

エ 業務名は受託した設計業務名を記入すること。

オ 企業全体の実績を記入すること。

(7) 共同企業体の代表者の受賞実績（様式3-4）に記入する内容は次のとおりとする。

ア 平成16年度以降に竣工した庁舎、図書館又は文化ホールにおいて、公共団体、建築学会及び建築設計団体などが行う全国規模の建築コンクール等の受賞歴を対象とし、そ

れぞれ3件以内で記入すること。

- (8) 管理技術者の設計業務実績(様式4-1)、意匠主任技術者の設計業務実績及び現在従事している設計業務(様式4-2)及び設備主任技術者の設計業務実績(様式4-4)に記入する内容は次のとおりとすること。

ア 日本国内で平成16年度～平成30年度までの間に延べ面積9,000㎡以上の庁舎の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績について、5件以内(意匠主任技術者は3件以内)で記入すること。ただし、増築については、増築面積が1棟当たり9,000㎡以上のものに限る。(様式4-1、様式4-2、様式4-4)

イ 日本国内で平成16年度から平成30年度までの間に、図書館の新築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績について、5件以内(意匠主任技術者は3件以内)で記入すること。(様式4-1、様式4-2、様式4-4)

ウ 日本国内で平成16年度から平成30年度までの間に、延べ面積2,000㎡以上又は500席以上の文化ホールの新築、増築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績について、5件以内(意匠主任技術者は3件以内)で記入すること。ただし、増築については、増築面積が1棟当たり2,000㎡以上又は500席以上のものに限る。(様式4-1、様式4-2、様式4-4)

エ 従事期間は平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月と記入すること。

オ 立場の記入は、管理技術者(管理)、主任技術者(主任)のいずれかを記入すること。

カ 主な業務内容等については、業務実績に記載されたとおり、各々の立場で経験した高度な専門的対応能力を記入すること。

キ 現在従事している設計業務は、従事している設計業務を全て記入すること(工事監理を含む)。(様式4-2)

- (9) 構造主任技術者の設計業務実績(様式4-3)に記入する内容は次のとおりとすること。

ア 日本国内で平成16年度から平成30年度までの間に、11,000㎡以上の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務を履行した実績について、8件以内で記入すること。ただし、増築については、増築面積が1棟当たり11,000㎡以上のものに限る。(様式4-3)

イ 従事期間は平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月と記入すること。

ウ 立場の記入は、管理技術者(管理)、主任技術者(主任)のいずれかを記入すること。

エ 主な業務内容等については、業務実績に記載されたとおり、各々の立場で経験した高度な専門的対応能力を記入すること。

- (10) 協力事務所の概要(様式5)に記入する内容は次のとおりとすること。

ア 協力事務所の概要、業務の具体的内容及び主な実績について記入すること。協力事務所毎に、適宜、様式5を複製し記入すること。

イ 主な実績については、共同企業体の代表者若しくは構成員と協働した業務内容又は協力事務所単独の業務内容を記入すること。記入する内容は、施設名称(用途)、構造・規模、延べ面積、主な業務内容とする。

5 参加表明書の提出

(1) 本参加表明書の提出は以下による。

ア 提出様式 : 本作成要領に定められた様式とし、片面印刷とする。

イ 提出部数 : 10部

- ・ 原本1部、副本9部 (原本がカラーの場合は副本もカラーとする)
- ・ 原本はホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
- ・ 副本は1部毎に左肩1箇所をホチキス留め。

ウ 提出場所 : 北九州市建築都市局建築部建築課 (担当: 下田、矢野)

住所: 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

電話: 093-582-2576

エ 提出期限 : 令和元年7月17日(水) 午後5時15分まで (必着)

オ 提出方法 : 持参又は郵送 (郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。)

(2) 添付書類は参加表明書の原本に添えて提出すること。

(3) その他

ア 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。

イ 提出された参加表明書及び添付書類は返却しない。

ウ 提出書類について、本作成要領及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、無効となることがある。